

# 府中市入札参加者心得

府中市が行う入札（電子入札を含む）において、入札参加者の基本的な心得を掲げますので、適正な入札が行われるよう、ルールを遵守していただきますようお願いいたします。

## 【電子入札と紙入札】

府中市では、原則として、電子入札を実施しています。電子入札の場合は、東京電子自治体共同運営サービスの電子入札サービスを利用して、入札参加者に通知します。なお、電子入札の場合であっても、図面・見本等、電子媒体で仕様添付できない場合は、郵送等、適宜の方法で、図面・見本等を入札参加者に貸出しします。

システム上の制約等で、電子入札ができない場合は、紙入札を実施します。紙入札の場合は、入札通知書、仕様書等を、郵送で、入札参加者に送付し、入札日時に、入札会場にて、入札会を実施します。この場合、委任状・入札書等、入札会当日に必要な書類がありますので、注意してください。

少額等の軽微な契約案件の場合、ファクシミリ等で、見積合せを行う場合があります。この場合は、ファクシミリ等適宜の方法で見積金額を提示していただき、採用・不採用を判断することとなります。

## 【入札参加資格】

府中市では、入札業務は、契約課が取りまとめて行っています。契約課が行う入札については、入札参加資格を得る必要があります。入札参加資格は、東京電子自治体共同運営サービスの資格審査申請サービスで審査を受けることにより、取得することができます。

## 【入札を行うことができる人】

電子入札の場合、入札参加資格のある者（個人の場合は本人、法人の場合はその法人の代表者、ただし代理人登録している場合は代理人）の電子証明書（入札専用電子証明書を含む）を正当に使用できる者が入札を行うことができます。

紙入札の場合、以下のいずれかです。

- ①入札参加資格のある者（個人の場合は本人、法人の場合はその法人の代表者、ただし代理人登録している場合は代理人）
- ②入札に関する権限を①の入札参加資格者から委任された者（入札会参加にあたり、委任状の提出が必要です）

なお、右の条件に該当する者は、入札できませんので、ご注意ください。

## 【地方自治法施行令】（抜粋）【一般競争入札の参加者の資格】

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 【府中市契約事務規則】（抜粋）【競争入札参加者の資格】

第3条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加しようとする者が地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認めるときは、3年以内であつて市長が定める期間、その者を競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

## 【府中市工事等入札要綱】（抜粋）【指名の取り消し】

- 第2 指名競争入札の参加者の指名を受けた人は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したときは、直ちに届け出なければならない。
- 2 前項に該当した者が受けた指名競争入札の参加指名は、特別の理由がある場合のほかは、その指名を取り消す。
- 第3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号の一つに該当し、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。
- (1) 契約の履行に当たって、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
  - (2) 競争入札又はせり売りで、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - (6) 前各号の一つに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- 第4 指名競争入札の参加者の指名を受けた人に、経営・資産・信用の状況の変動から、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その指名を取り消すことがある。

## 【公正な入札の実施のために】

公正な入札を実施するため、以下の事項に注意してください。

- ①入札の指名を受けたことや、希望制入札の申込を行ったことを、第三者に開示することは、通常、不正行為とみなされます。
- ②第三者に対して、入札の指名を受けたか、希望制入札の申込を行ったかということを知り、①と同様に、不正行為とみなされます。
- ③一方、発注団体の過去の入札結果や、他団体の同様案件の入札結果等、公開されている入札情報を調査・閲覧することは、正当な情報収集とされています。
- ④仕様書・図面・内訳書等に疑義があるときは、電子入札の場合は、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により、紙入札の場合は、指定の質問用紙により、行ってください。電話等で、直接、業務担当者とは接触することは、不正行為とみなされます。
- ⑤なお、軽微な案件等で、特に明確な指示がある場合は、直接、業務担当者と質疑を行うことができる場合があります（現場確認の日時調整等についても、指示がなければ、現場との接触は避けてください）。
- ⑥また、提出書類の記載方法等、入札手続きに関する質問は、入札担当者（契約課）に電話でお問い合わせいただいで結構です。なお、パソコンの操作についてのお問合せは、e-Tokyoコールセンターにお願いします。  
(Tel 0570-05-1090)

## 【入札の辞退】

入札を辞退したいとき、電子入札の場合、電子入札サービスの「入札書提出」により、「辞退届作成」に必要な事項を入力してください。

紙入札の場合、以下の2種類の方法があります。

- ①事前辞退 入札会開催前に、辞退届（既定書式はないので、適宜作成してください）を、契約課に提出してください。郵便・持参いずれでも結構ですが、入札会開催間際は、電話・ファクス等でも早急に意思表示をお願いします。
- ②入札時辞退 辞退届か、「辞退」と明記した入札書を、入札に際して提出してください。  
なお、入札を辞退することは、以後の指名等において、一切、不利益にはなりません。

## 【入札にあたって】

主に電子入札の場合の説明です。以下の事に留意して、間違いのない入札をお願いします。

- ①入札書送信後は、入札書入力内容の変更や確認ができなくなります。必要に応じて入札書の画面を印刷し、保管してください。
- ②電子入札サービス上に発注図書がある場合は、入札の前に、電子入札サービスの「発注図書等受領」にて、全ての発注図書を受領確認してください。
- ③入力内容や内訳書の添付等について案件ごとの指示がある場合は、それに従ってください。
- ④仕様書の内容に質問がある場合は、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」をお願いします。質問・回答は入札参加者に公開されます。ご自身が質問のない場合でも、入札前に質問の有無、内容を必ずご確認ください（入札参加者の匿名性が失われるため）。
- ⑤現場確認についても、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」にて、提出してください。現場確認の方法、日時指定等を回答します。
- ⑥入札に際して、内訳書の添付をお願いしている場合があります（複数の物品購入・複数の単価契約・工事の場合等）。府中市の場合、添付書類の不備・記載誤りは、失格とはせず、事後提出でも可としています。なるべく、入札時に添付をお願いします。工事については、法定福利費を明示した詳細な内訳書の提出をお願いします。

## 再度入札の方法について

- ・1回目の開札で落札者が無い場合、最大2回（入札としては合計3回）再度入札を行います。
- ・再度入札は、開札の30分～1時間程度後を締め切りに設定します。したがって、開札時間前後には、待機をお願いします。
- ・原則として、電話連絡はしません。
- ・電子入札サービスから、電子メールで連絡するとともに、電子入札サービスの「開札状況・結果確認」にて「再度入札」と表示されますので、確認をお願いします。
- ・開札予定時刻直後に開札し、通常、処理に数分かかります。また、開札予定時刻どおりに開札できない場合があります。もし、10分以上（工事は20分以上）遅れている場合は、電話等で問合せいただいで結構です。遅れて開札した場合の再度入札時刻は、余裕を持って設定いたします。

**※予定価格を事前に公表する案件は、再度入札を行いません。**

## 指名停止基準の概要

下記の条件に該当する場合、「府中市業者指名停止基準」に基づき、指名停止処分になります。指名停止期間中は、入札の指名を受けられなくなるほか、一般競争入札にも参加できなくなります。詳細は指名停止基準をご覧ください。

名称	適用事項	停止期間
1. 贈賄・談合・競争入札妨害	府中市発注の入札において、贈賄、談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1年以上3年以内
	府中市以外の公共機関発注の入札において、贈賄、談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	3月以上2年以内
	指名停止期間内及び指名停止期間終了後6か月以内にほかの入札において、贈賄・談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は起訴された場合	残存期間に加算 (最長5年)
2. 事故	府中市発注、その他の契約に関して、事故により、死者、負傷者が生じた場合、広範囲の市民に迷惑をかけた場合、狭範囲の市民に迷惑をかけた場合	1月以上1年以内
3. 成績不良	府中市発注の工事契約において、成績不良であると認められる場合、故意に工事・は製造を粗雑にし、又は物品の品質・数量に関して不正の行為をした場合	7日以上1年以内
4. 信用失墜行為	府中市発注の契約、その他の場合について、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反した場合、「建設業法」に違反し、国土交通省又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合、上記以外の場合で、違法行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1月以上9月以内
5. 管理不良	監督又は検査を妨げた場合、国又は他の地方公共団体の指名停止処分を受け、重大なかしがある場合、市民に著しく迷惑をかけた場合、他業者と協調しない場合、経営状況が不良の場合、社会的信用を著しく損なう行為があった場合	7日以上2年以内 状況回復まで
6. 虚偽記載	入札書、各提出資料に虚偽の記載をし、東京電子自治体共同運営サービス上で虚偽の入力をした場合	6月以上1年以内
7. その他	暴力団等との関係を有する場合、契約締結妨害、契約履行妨害、監督・検査妨害、契約締結拒否、契約不履行、入札会欠席・代理人が委任状を持参しない場合、契約遂行に関し、多大なる迷惑及び混乱を生じさせた場合	7日以上2年以内
8. 特別措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・贈賄を繰り返し発生させたとき、その他の場合は加算できる。</li> <li>・過去の契約履行成績が良好であるとき、その他の場合は短縮できる。</li> <li>・事故等において、社内責任体制が明確で、役員が責任者の場合、事故発生部門以外を停止しないことができる。</li> <li>・共同企業体構成員を指名停止するときは、当該共同企業体も指名停止することができる。</li> </ul>	

## 入札の日程

工事契約における条件付一般競争入札と工事希望型指名競争入札の日程は次のとおりです。日程は、工事の規模や内容、祝日の有無などにより変更となる場合があります。

日数	曜日	条件付一般競争入札	工事希望型指名競争入札
1	水	募集開始	募集開始
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	募集終了	募集終了
8	水		
9	木		
10	金	参加資格通知	
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		指名通知
18	土		
19	日		
20	月	質問〆切(正午)	
21	火		質問〆切(正午)
22	水		
23	木	質問回答(17時)	質問回答(17時)
24	金	総合評価方式資料提出〆切	総合評価方式資料提出〆切
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水	開札	開札
30	木	落札決定	落札決定
31	金		
32	土		
33	日		
34	月		
35	火		
36	水	契約締結	契約締結

## 【最低制限価格制度・低入札価格調査制度】

### ●工事の競争入札

予定価格130万円以上の案件に最低制限価格制度を適用します。ただし、総合評価方式を採用する案件及び予定価格1億5,000万円以上の案件は、低入札価格調査制度を適用します。

工事の最低制限価格と低入札価格調査制度の調査基準価格（いずれも税抜）は、次のとおり算出します。右表⑥×1.1÷予定価格(税込)=適用率

(小数点以下第4位切り捨て)

※適用率は75%～92%の範囲とする

適用率×予定価格(税抜)=最低制限価格・調査基準価格

※単価契約については、上記の計算式によらず、予定価格の75%～92%の範囲で最低制限価格を設定します。

### <失格基準>

低入札価格調査制度における失格基準価格の算出方法は下記のとおりです。

調査基準価格(税抜)×0.95

	設計価格の各項目(税抜)
①	直接工事費×97% (解体工事は80%)
②	共通仮設費×90%
③	現場管理費×90%
④	一般管理費×68%
⑤	有価物・発生材売却費×100%
⑥	①+②+③+④-⑤

## <低入札価格調査の調査事項>

低入札価格調査の対象となった場合、必要な書類の提出を求め、書類の審査とヒアリングを経て、履行可能か判断します。調査には概ね2週間を要します。調査事項は下記のとおりです。

その価格により入札した理由
見積内訳書の数量及び単価の状況
手持工事状況と技術者の配置予定
手持資材の状況及び資材購入予定
手持機械の状況及び機械の配置予定
労働者の確保計画及び配置予定
建設副産物の搬出予定
安全対策の予定
過去に施行した公共工事名、発注者名及び成績状況等
経営状況、取引金融機関、保証会社等貸付残高・預金残高、市税納税状況
信用状況、建設業法違反有無、賃金不払有無、下請代金支払遅延有無等
その他必要事項

### ●工事以外の競争入札(単価契約を含む)

予定価格50万円以上の競争入札の案件で次のとおり最低制限価格を設定します。

施設修繕	予定価格の75%～92%
物品修繕	予定価格の60%～80%
上記以外	予定価格の60%～80%

### 【最低制限価格を設定しない案件】

物品買入契約・賃貸借契約・運搬業務・会場設営業務・検査業務・工事監理  
 ※高度な技術を要しない単純な調査業務・履行期間が単発的なもの・人件費比重の低いものも設定しない場合があります。

## 【契約保証金】

### ●契約金額500万円以上

契約金額の**10分の1**以上を納付していただくか、府中市を被保険者とする履行保証保険または契約保証等に参加してください。現金で納付の場合は納付書を作成しますので、その旨を早めにご連絡ください。また、履行保証保険または契約保証等に参加する場合は、契約書の提出時に、証書の原本と約款の写しを提出してください(7億円以上の契約では、契約金額の**10分の3**の履行ポンド(役務付き保証)への加入が必要です。)。契約保証金を納付した方は、工事完了後、保証金を返還しますので、契約課へ請求をしてください。

低入札価格調査を経た場合、下記のとおり割合が変わります

**10分の2**

**10分の4**

### ●契約金額500万円未満

- ①府中市と過去に契約を締結し、全て誠実に履行している場合、免除です。
- ②過去2年間に国または他の地方公共団体と工事の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している場合は、免除です。この場合、当該工事の契約書の写し(コピー)を添付してください。
- ③500万円未満でも①・②に該当しない場合は、契約保証が必要です。

## 入札制度の概要

	工事		工事系委託 (設計・測量・地質調査)	物品買入・賃貸・委託等
	予定価格500万円未満	予定価格500万円以上		
入札保証金	原則免除	原則免除	原則免除	原則免除
契約保証金	基準を満たせば不要	必要	不要	不要(一般競争入札は原則必要)
予定価格	事後公表	事前公表(随意契約は事後公表)	非公表	非公表
前払金	<p>●契約金額が20億円未満の場合(※契約金額50万円以上に限る) 契約金額の10分の4(工事系委託の場合は10分の3)を超えない額。(2億円限度)</p> <p>●契約金額が20億円以上の場合 契約金額の10分の1を超えない額。</p> <p>前払金の請求手続は、各担当課をお願いします。前払金保証証書について、保証事業会社と保証契約をする際の日付については、契約締結以後の日付で作成してください。前払金の支払いには、通常の振込先口座とは別に、前払金振込先口座が必要になりますので、前払金の口座登録がない場合は、請求時に登録手続きをお願いします。</p>			なし
中間前払金	<p>●契約金額が20億円未満の場合 契約金額の10分の2を超えない額。(1億円限度)</p> <p>●契約金額が20億円以上の場合 契約金額の20分の1を超えない額。</p> <p>前金払いをした公共工事のうち、保証事業会社が中間前払金の保証をする工事が対象となります。 要件は、①工期の2分の1を経過していること、②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が既に行われていること、③既におこなわれた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであることです。 支払いには所定の様式を提出していただく必要がありますので、府中市ホームページでご確認ください。</p>		なし	なし
部分払い	通常、部分払いを行っておりません。工期が長期に及ぶ場合等、部分払いが可能な場合もあります。			業務の性質により、毎月払い・四半期払い・半年払い・年払い等があります。
契約書作成	府中市保管用正本、受注者保管用正本、の2部のほか、検査員用、起工課用(工事系委託の場合は予算課用)に写しとして、同じもの(代表者印は不要)2部を作成していただきます(合計4部)。			府中市保管用、受注者保管用のほか、業務担当課用に写しを作成していただきます。なお、写しの部数は案件によって複数作成していただく場合があります。
労災保険	工事契約について、建設工事の労災保険の未手続き防止対策のため、東京都で施工される官公庁発注の工事契約において提出を依頼しているものです。「労災保険加入確認書」(確認印のあるもの)を提出してください。または、労働保険料等領収書等の写しでも結構です。		加入確認はありません	加入確認はありません
積算内訳書	入札時に、詳細な積算内訳書を添付していただきます。また、内訳書に法定福利費の明示をお願いします。		不要	単価契約や、複数物品の買入契約は、単価内訳書が必要な場合があります。

### 【違約金】

契約条項に契約解除に伴う賠償請求を規定しているほか、特約条項にて談合・贈賄・競争入札妨害で逮捕・起訴された場合、契約金額の10分の3を請求することを定めています。

### 問い合わせ

府中市 総務管理部 契約課 〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-364-4111 (代表)

FAX 042-335-4420・042-365-3592

工事契約係 042-335-4093 (直)・内線2230・2231・2232

物品契約係 042-335-4094 (直)・内線2233・2234・2287・2288